

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.081

処 分 名	特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更の認定
処 分 の 概 要	認定を受けた計画を変更して特定建築物の建築等をしようとするとき、基準に適合すると認める場合、認定を行います。
根拠法令等・条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第18条第2項
審 査 基 準	法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため設定することはできません。  ◎法第17条第3項第1号、第2号
標準処理期間	認定の実績等がないため示すことができません。
設 定 年 月 日	平成18年12月20日（最終改正：平成26年4月1日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁4階建築課窓口への提出
備 考	・ホームページのリンク先（関連）： <a href="http://www.city.kasukabe.lg.jp/kenchiku/machi/kenchiku/tetsuduki/barrierfree.html">http://www.city.kasukabe.lg.jp/kenchiku/machi/kenchiku/tetsuduki/barrierfree.html</a>

根拠法令及び  
関係法令等の抜粋

■高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

第十八条 前条第三項の認定を受けた者（以下「認定建築主等」という。）は、当該認定を受けた計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。